

日 火 連 短 信

令和 3 年 2 月 1 8 日 第 163 号

〒106-0041
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩 伸夫
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

経済産業省より「新型インフルエンザ特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴うご協力をお願い」として、別添1，2の資料の周知依頼がありました。

会員各位への周知をお願い致します。

日本火薬銃砲商組合連合会 見上会長 殿

大変お世話になっております。

経済産業省 鉱山・火薬類監理官付の中村です。

平素より、新型コロナウイルス感染防止対策推進に御協力くださりまして誠にありがとうございます。

令和3年2月13日より新型インフルエンザ特別措置法等の一部を改正する法律が施行されました。改正法の施行に合わせて、下記の2点の事項についてお知らせいたしますので、ご対応の程よろしくお願いたします。

1. 改正法第13第2項において、新たに差別的取扱い等の防止に関する規定が設けられました。規定の具体的な内容は別添1に記載されておりますので、ご参照いただき、新型コロナウイルス感染症に起因する差別的な取扱い等を防止にご協力お願いたします。
2. 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」についても別添2のとおり変更されましたので、お知らせいたします。引き続き基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施いただくようお願いいたします。

添付資料

別添1:新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました！

別添2:新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

参考資料

新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種について

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/wakuchin_sesyu.pdf

経済産業省 産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付 企画調整係 中村 竜也

E-mail: nakamura-tatsuya@meti.go.jp<<mailto:nakamura-tatsuya@meti.go.jp>>

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 Tel 03-3501-1870 Fax 03-3501-6565

直通 Tel : 03-3501-1512 (電話案内の後 18-32225)